



特定社会保険労務士 原 敏昭 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

「過労死」をめぐる労災認定事例・裁判例

◆過労死の理学療法士について労災認定

昨年 10 月に急性心不全で亡くなった私立病院勤務の理学療法士の男性（当時 23 歳）について、横浜西労働基準監督署が過労死の労災認定の決定を行いました（10 月 4 日付）。

遺族側代理人の弁護士によれば、この男性は 2010 年 4 月から病院で働き始め、患者の治療計画作成・治療・リハビリなどの業務を担当していましたが、担当患者が増えたことに加えて、研究発表の準備等も行っていったことから、同年 9 月以降は非常に多忙となっていました。

男性は、早朝・深夜の時間帯に自宅等で研究発表のための準備を行っていましたが、病院側は「勤務ではなく自己研鑽」であるとして、その時間分の残業代は支払っていませんでした。

労基署では、研究発表の準備を労働時間として算定はしませんが、これらの時間が男性の重い負担になったと判断し、労災認定を行

いました。

◆過労死で労災認定を受けた従業員の企業名公表

大阪地裁は、過労死などにより従業員が労災認定を受けた企業の名称を公開しないとした大阪労働局の決定の適否が争われた行政訴訟において、労働局の決定を取り消す判決を下しました（11 月 10 日）。

同地裁は、「企業名を公開したとしても、社員のプライバシーや企業の信用を失うおそれはなく、不開示は違法である」と判断したものです。

原告側代理人の弁護団によれば、企業名の情報開示を認めた判決は初めてであり、「企業側が社会的監視にさらされることにより、過労死をなくす努力をより強く求められることになる。健康管理態勢の改善につながる画期的な判決である」として、高く評価しているようです。敗訴した労働局側では、「労災を発生させたことを広く知られるのを恐れた企業側が、就労実態調査に協力的でなくなる」としていましたが、その主張は退けられました。

未払い残業代をめぐる裁判例と未払い残業の現状

◆裁量労働制と未払い残業代

コンピューター会社で SE として働いていた男性が、裁量労働制を適用されていたものの、実際には裁量外の労働を行っていたとして、勤務していた会社に対して未払い残業代など（約 1,600 万円）を求め、京都地裁に提訴していましたが、同地裁は、会社側に約 1,140 万円の支払いを命じる判決を下しました（10 月 31 日）。

判決理由で裁判官は、裁量労働制が適用される SE であったが、ほとんど裁量が認められないプログラミングや営業活動等に従事していたと判断して、「裁量労働制の要件を満たしているとは認められない」としました。

なお、この男性は 2002 年にこのコンピューター会社に就職し、2009 年 3 月に退職しましたが、退職前の 5 か月間は、月に約 80~140 時間の残業をしていたそうです。

◆双方代理人弁護士のコメント

男性側の代理人弁護士は「裁量労働制を採用していたのに適用せず、残業が認められたのは珍しいケース」とし、会社側の代理人弁護士は「システムエンジニアの職務の実態を裁判所が理解していない。主張が受け入れられず残念」としています。

◆割増賃金の不払い状況

厚生労働省から、全国の労働基準監督署が取りまとめた割増賃金の不払いに関する状況が発表されました。

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 1 年間の間に、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして労働基準法違反で是正指導を行った事案のうち、1 企業当たり 100 万円以上の割増賃金が支払われた事案をまとめたものです。

◆1 社で 3 億円超の支払いも

この取りまとめによれば、是正企業数は 1,386 企業（前年度比 165 企業増）、支払われた割増賃金合計額は 123 億 2,358 万円（同 7 億 2,060 万円増）、対象労働者数は 11 万 5,231 人（同 3,342 人増）と、いずれも増加していま

す。なお、支払われた割増賃金の平均額は 1 企業当たり 889 万円（労働者 1 人当たり 11 万円）で、1 企業での支払額については、上位から、3 億 9,409 万円（旅館業）、3 億 8,546 万円（卸売業）、3 億 5,700 万円（電気通信工事業）となっています。

国民年金制度に関する変更点

◆第 3 号被保険者期間中に第 3 号被保険者以外の期間が判明した場合の取扱い

最近、世間を騒がせている「専業主婦の年金」の問題ですが、今年 8 月 10 日から、第 3 号被保険者期間中に第 3 号被保険者以外の期間が判明した場合の取扱いが変更されています。

この取扱い変更の対象者は、「第 3 号被保険者として記録されている期間について別の年金記録が判明した方」です。

これまで、第 3 号被保険者期間中に第 3 号被保険者以外の期間が判明した場合に、その後の第 3 号被保険者期間は、改めて届けが必要とされ、届出が遅れると、届出日以降に第 3 号被保険者期間とされ、年金が受取れない

場合や減額される場合があります。

この 8 月 10 日からの変更では、これらの方について、改めて新たに届けを行うことにより、本来の年金を受け取ることができるようになりました。

◆国民年金の後納保険料の納付

平成 24 年の秋頃から、「国民年金の後納保険料の納付」がスタートする予定です。

これまで、納め忘れた国民年金保険料を遡って支払うことのできる期間（納付可能期間）は過去「2 年間」でしたが、後納保険料の納付では過去「10 年間」に延長されます。

なお、後納保険料の納付ができる期間は、後納保険料の納付ができるようになってから 3 年間の予定とされています。

後納保険料の納付には、事前の申込みが必要となります。後納保険料の納付がスタートしたら、お近くの年金事務所に申し込む必要があります。

なお、申出日の属する年度から起算して 3 年度を越える期間の保険料を納付する際には、保険料額に「加算金」がかかりますので、ご注意ください。

